

公立鳥取環境大学及び公立鳥取環境大学大学院の学生の懲戒に関する規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第87号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）及び公立鳥取環境大学大学院（以下「本大学院」という。）における、公立鳥取環境大学学則（以下「学則」という。）第51条及び公立鳥取環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第43条に規定する懲戒に関し、適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒は、懲戒対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行うものとする。

2 懲戒により、学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。

(懲戒の内容)

第3条 学則第51条第2項又は大学院学則第43条第2項に規定する懲戒の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 退学 学生の身分を失わせること。
- (2) 停学 無期又は有期とし、この間の登学を禁止すること。
- (3) 訓告 文書等により注意を与えること。

(停学期間)

第4条 停学期間は、無期又は2週間以上6か月以下の有期とする。

2 停学期間は在学期間に算入しない。ただし、停学期間が2か月未満の場合は在学期間に算入することができる。

(その他の教育的措置)

第5条 副学長（学生生活・就職担当）（以下「副学長」という。）は、第3条に規定する懲戒に相当しない場合でも、交通事故・違反及び非違行為等を行った学生に対して、教育的措置が必要と判断すれば、口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

2 過去に嚴重注意を受けた学生が再度同様の行為を行ったときは、懲戒の対象とすることができる。

(懲戒処分等の標準例)

第6条 懲戒処分等の種類は、別表左欄に掲げる行為の区分及び同表中欄に掲げる行為の内容に応じて、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。ただし、再犯の場合はその処分を重くすることができる。

(懲戒対象行為の報告)

第7条 教職員は、学則第51条第1項又は大学院学則第43条第1項に規定する懲戒対象行為を認めるときは、直ちに学生の所属学部長(以下「所属学部長」という。)又は研究科長へ報告するものとする。

2 前項の報告を受けた所属学部長又は研究科長は、直ちにその状況を学長及び副学長へ報告するものとする。

(学生の自宅待機の取扱い)

第8条 学長は、懲戒が決定するまでの間、学生に自宅待機を命ずることができる。

2 自宅待機期間は、停学の期間に算入する。

(事実関係の調査)

第9条 懲戒対象行為またはその疑いが生じた場合、学長は学生生活・就職委員長へ学生生活・就職委員会を招集し、事実関係について調査するよう命じる。

(弁明の機会)

第10条 前条の調査においては、懲戒対象行為を行ったと認められる学生(以下「当該学生」という。)へ、口頭又は文書により弁明する機会を与えなければならない。

2 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、当該学生が正当な理由なく欠席したとき、又は弁明に関する文書を指定の期日までに提出しなかったときは、弁明の機会を放棄したものとみなす。

(懲戒の手続)

第11条 学長は学生生活・就職委員会の調査結果に基づき、学生を懲戒する必要があると認めるときは、懲戒の手続きを開始するよう副学長に命じる。

2 副学長は、懲戒処分の原案を作成し、本学においては学生生活・就職委員会及び教授会、本大学院においては研究科委員会の議を経て学長に上申する。

(懲戒処分の決定)

第12条 学長は上申内容を踏まえ、懲戒処分を決定する。

(懲戒の措置)

第13条 懲戒に伴う措置は、学長名により当該学生へ処分通知(別紙様式1)を交付することにより行う。

2 前項規定により処分を通知した場合は、当該学生の保証人に当該処分があった旨の通知書を送付する。

(懲戒処分の公表)

第14条 学長は、懲戒処分を行った場合、原則として学内に公表する。また、その際、氏名及び処分内容等を必要に応じて公表することができる。

2 学内公表期間は1か月とする。

- 3 学長は、懲戒処分を行った場合、必要に応じて外部へ公表することができる。
なお、学外への公表は、適切かつ慎重に行わなければならない。

(無期停学処分の解除)

- 第15条 副学長は、無期停学処分を受けた学生（以下「無期停学処分学生」という。）について、反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して無期停学処分を解除することが適当と思われる場合、本学においては学生生活・就職委員会及び教授会、本大学院においては研究科委員会の議を経て学長に上申することができる。
- 2 学長は、上申内容が妥当であれば、無期停学処分の解除を決定する。
- 3 解除に伴う措置は、学長名により無期停学処分学生へ処分解除通知(別紙様式2)を交付することにより行う。
- 4 前項規定により処分解除を通知した場合は、無期停学処分学生の保証人に当該処分の解除があった旨の通知書を送付する。

(不服申立て)

- 第16条 懲戒処分を受けた学生（以下「懲戒処分学生」という。）は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合は、文書により学長に対して、懲戒処分書を受け取った日から2週間を経過した日の翌日から起算して60日以内に不服申立てを行うことができる。
- 2 学長は、前項の不服申立てを受理したときは、副学長に審査の可否を検討するよう命ずる。
- 3 副学長は、審査の可否を、本学においては学生生活・就職委員会及び教授会、本大学院においては研究科委員会の議を経て学長に上申する。
- 4 学長は、上申内容を踏まえ審査の可否を決定する。
- 5 再審査の必要があると認められる場合、学長は学生生活・就職委員長へ学生生活・就職委員会を招集し、再審査するよう命じる。この場合の手続きは第9条から第11条の規定に基づき行うものとする。
- 6 審査の必要がない場合、学長は、速やかに、その旨を文書で懲戒処分学生に通知する。
- 7 審査の請求は、原則として懲戒処分の効力を妨げない。

(逮捕・勾留時の取扱い)

- 第17条 学生が逮捕・勾留され、本人に接見することはできないものの、本人が罪状を認めている場合、懲戒処分を行うことができる。
- 2 前項と同様に本人に接見することができず、本人が罪状を否認している場合においても、懲戒処分の手続きを開始することが妥当であると判断すれば、裁判の推移等を考慮し、懲戒処分を行うことができる。

(懲戒処分と自主退学)

- 第18条 学長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合には、原則としてこの申出を受理しないものとする。

(事務)

第19条 学生の懲戒に関する事務は、学務課が取り扱う。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第26号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

懲戒処分等の標準例

区分	行為の内容	懲戒処分等の種類
犯罪行為	殺人、強盗、強姦、放火、身代金誘拐、傷害等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	窃盗、詐欺、恐喝、強迫、強要、過失致死、過失傷害、器物破損等の犯罪行為を行った場合	退学、停学又は訓告
	賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為であって、刑法等に抵触する場合	停学又は訓告
	痴漢行為、わいせつ行為、のぞき見行為、盗撮行為、その他の迷惑行為等であって、刑法、軽犯罪法、青少年保護条例、迷惑防止条例等に抵触する場合	退学、停学又は訓告
	ハラスメントに関する極めて悪質な犯罪行為を行った場合	退学
	ハラスメントに関する上記以外の犯罪行為を行った場合	停学又は訓告
	ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する極めて悪質な犯罪行為を行った場合	退学
	ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する上記以外の犯罪行為を行った場合	停学又は訓告
	薬物犯罪(麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、向精神薬等の不法所持、売買又はその仲介等)を行った場合	退学又は停学
交通事故・違反	悪質な運転(飲酒運転(酒酔い運転・酒気帯び運転)、無免許運転、大幅な制限速度超過違反等)による死亡事故又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	退学
	悪質な運転による上記以外の人身事故を伴う交通事故を起こした場合	退学又は停学
	人身事故を伴わない飲酒運転(酒酔い運転・酒気帯び運転)、無免許運転、暴走運転等の悪質な	退学、停学又は訓告

	交通法規違反	
	前方不注意等の相当な過失による死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	退学、停学又は訓告
	前方不注意等の相当な過失による上記以外の人身事故を伴う交通事故を起こした場合	停学又は訓告
	物損事故等の事故・違反の場合。ただし、反則金(交通反則通告制度に基づき行政処分として課される過料)に該当する場合で、軽微な道路交通法違反等については、対象としない。	嚴重注意
非違行為	本学の財物に対し、物的損傷を与えた場合	退学、停学、訓告又は嚴重注意
	未成年者と知りながら飲酒をさせた場合	退学、停学、訓告又は嚴重注意
	その他の非違行為	退学、停学、訓告又は嚴重注意
学内試験における不正行為	学内試験で特に悪質な不正行為をした場合	停学
	学内試験で不正行為をした場合	訓告

別紙様式 1 - 1 (第 1 3 条 関 係)

処 分 通 知

学部・研究科

学科・専攻

学籍番号

氏 名

上記の者、公立鳥取環境大学学則第 5 1 条（公立鳥取環境大学大学院学則第 4 3 条）の規定により退学に処する。

年 月 日

公立鳥取環境大学学長

処 分 通 知

学部・研究科

学科・専攻

学籍番号

氏 名

上記の者、公立鳥取環境大学学則第 5 1 条（公立鳥取環境大学大学院学則第 4 3 条）の規定により 年 月 日から 年 月 日まで停学に処する。

年 月 日

公立鳥取環境大学学長

別紙様式 1 - 3 (第 1 3 条 関 係)

訓 告

学部・研究科

学科・専攻

学籍番号

氏 名

上記の者、公立鳥取環境大学学則第 5 1 条（公立鳥取環境大学大学院学則第 4 3 条）の規定により訓告に処する。

年 月 日

公立鳥取環境大学学長

処分解除通知

学部・研究科

学科・専攻

学籍番号

氏 名

上記の者、公立鳥取環境大学学生の懲戒に関する規程第15条の規定
により 年 月 日付けをもって停学を解除する。

年 月 日

公立鳥取環境大学学長